

四日市市橋北交流施設条例をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

#### 四日市市条例第15号

##### 四日市市橋北交流施設条例

###### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、四日市市橋北交流施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

###### (設置)

第2条 市は、市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を行う団体等に会合等の場を提供し、もって市民の地域社会づくり及びまちづくり活動を全市的に推進するため、四日市市橋北交流施設（以下「交流施設」という。）を四日市市東新町26番23号に設置する。

###### (使用の許可)

第3条 交流施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

###### (使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 交流施設の施設及び附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の管理上支障があるとき。

###### (使用料)

第5条 交流施設の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

###### (使用料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除するこ

とができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に交流施設を使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。

2 前項に規定する場合において、使用者が損害を受けても、市長はその賠償の責めを負わない。

(特別の設備)

第10条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で設備を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第5条関係)

区分	基本使用料（円）			
	午前	午後	夜間	全日
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
第 1 会議室	8 6 0	1, 3 0 0	1, 9 8 0	4, 1 4 0
第 2 会議室	8 6 0	1, 3 0 0	1, 9 8 0	4, 1 4 0
第 3 会議室	8 6 0	1, 3 0 0	1, 9 8 0	4, 1 4 0
第 4 会議室	8 6 0	1, 3 0 0	1, 9 8 0	4, 1 4 0
第 5 会議室	8 6 0	1, 3 0 0	1, 9 8 0	4, 1 4 0
第 6 会議室	1, 3 0 0	1, 7 3 0	2, 3 8 0	5, 4 1 0
附属設備及び備品	種類又は品目ごとに 2, 1 6 0 円の範囲内で規則で定める額			

#### 備考

- 1 午前・午後使用は午前 9 時から午後 4 時 30 分、午後・夜間使用は午後 1 時から午後 9 時の時間とし、その使用料は各時間帯使用料の合計額とする。
- 2 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合は、基本使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。
- 3 使用許可時間以外の超過使用は 1 時間以内とし、超過使用料はその時間帯の使用料の 100 分の 30 とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（市民文化部市民生活課）